

議第67号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 5月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号及び第3号中「第5項若しくは第24項」を「若しくは第19項」に改め、同項第4号中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改める。

第27条の7第2項中「同条第5項の規定により申告納付するものにおいて解散（合併による解散を除く。以下同じ。）の日現在」を削る。

第28条の2の次に次の2条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第28条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者で本市の区域内に住所を有するもの（以下この条において「給与所得者」という。）は、法第317条の3の2第1項に定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第317条の2第2項に定めるところにより、その異動の内容その他同項に規定する総務省令で定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の2の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者で本市の区域内に住所を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、法第317条の3の3第1項に定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、法第317条の3の3第2項に定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第35条第1項各号列記以外の部分中「徴収されるべき額」の右に「、第32条の8の6の規定により徴収するものにあつてはその事由が発生した日の属する月前に係る支払回数割特別徴収税額(第32条の8の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。)、第32条の8の8第1項の規定により徴収するものにあつてはその事由が発生した日の属する月前に係る支払回数割仮特別徴収税額(同条第3項により読み替えられた第32条の8の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。)」を加え、同項第2号中「又は船員保険法の規定による失業保険金受給資格者」を削る。

第85条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第4条の2中「及び同日以後5年以内の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第4条の3第2項中「(法人税法第103条又は第104条の規定による申告書に係る法人税額を除く。)」を削り、「同法第80条」を「法人税法第80条」に、「第321条の8第15項又は第16項」を「第321条の8第12項又は第13項」に改め、同条第3項中「第321条の8第19項又は第20項」を「第321条の

8 第15項又は第16項」に改め、同条第4項中「、同条第5項の規定により申告納付する法人にあっては解散の日現在」を削る。

附則第17条中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第19条の3の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3の2 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項の規定により、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同項第1号に掲げる移管、交付又は廃止があった非課税口座を有する所得割の納税義務者については、当該移管、交付又は廃止があった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、交付又は廃止があった非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、市民税に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第35条の改正規定及び次条第4項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第28条の2の次に2条を加える改正規定及び次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日
- (3) 附則第19条の3の次に1条を加える改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第28条の2の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 改正後の条例第28条の2の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に改正後の条例第28条の2の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」と、「法第317条の3の3第2項」とあるのは「同条第2項」として、同項の規定を適用する。

4 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（以下「改正前船員保険法」という。）の規定による求職者等給付のうち改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給

を受けることができる資格を有する者に対する改正後の条例第35条第1項第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第19条の3の2の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

第3条 改正後の条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 平成22年10月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のために所持する卸売販売業者等（改正後の条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製



造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を指定日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円

(2) 改正後の条例附則第17条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同項の規定により市たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数、当該本数により算定した市たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、改正後の条例の規定中市たばこ税に関する部分（改正後の条例第86条、第88条、第89条及び第92条の規定を除く。）を適用する。

第9条第1項第2号及び第3号	第88条第1項若しくは第2項	京都市市税条例の一部を改正する条例（平成22年 月 日京都市条例第 号。以下「平成22年改正条例」という。）附則第4条第3項
第84条第2項	前項	平成22年改正条例附則第4条第2項
第90条第1項	第88条第1項又は第2項の規定により申告書	平成22年改正条例附則第4条第3項の規定により申告書
	第88条第1項又は第2項の規定により申告納付する	平成22年改正条例附則第4条第3項及び第4項の規定により申告納付する
第90条第2項	第88条第1項若しくは第2項	平成22年改正条例附則第4条第3項
第93条第2項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成23年3月31日前である場合には、同日）

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第92条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第88条の規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（その他の経過措置）

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

提案理由

地方税法の一部改正により、市たばこ税の税率が引き上げられたこと等に  
伴い、規定を整備する必要があるので提案する。